「地域支援・医薬品供給対応体制加算」に基づく掲示

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を促進しています。

■当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、積極的に取り組んでおります。

■後発医薬品の採用にあたっては、品質の確保・情報の提供・安定供給等の条件を満たし、有効、かつ、安全な製品を採用しておりますが、医薬品の供給状況によって、投与する薬剤を変更することがあります。変更時には説明をさせていただきます。

■後発医薬品の使用について、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



後発医薬品とは？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(※)を持つ医薬品のことです。

(※)新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／薬剤科・医事サービス課　●掲示開始日／2026年9月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）